

# 日本における放送のローカリティ

—その理念と実態—

樋口喜昭

## Locality of Broadcasting in Japan

Their Ideals and Practices

HIGUCHI Yoshiaki

### 1. はじめに—この研究テーマに至った背景

筆者はローカル放送局での実務的な経験から、日本の地上基幹放送局<sup>1</sup>がなぜ概ね県単位で免許が付与されてきたのか、そして、戦後、どのような経緯で、「放送のローカリティ」といった理念を掲げるようになり、各地で地域密着を謳ったローカル番組が制作されてきたのかについて関心を持つようになりました。そこで、特に日本のローカル放送を、放送制度と組織の面から文献や聞き取りによる調査を続けてきました。その過程で、現在に至る放送の制度や組織のあり方は、戦前から通底する中央集権的な免許行政に加え、県紙を中心とした地域メディアと全国紙や在京キー局との相互作用によって現在に至っており、一面的なアプローチでの研究の限界を感じるようになりました。一方で、近年の情報通信技術の発達によって、メディア産業が構造的に変化しつつある中で、世界的にもローカル・メディアの財政難が問題視されるようになりました。特に民主主義国家においては、言論の自由が重んじられ多様な意見の担い手としてのローカルメディアの重要性が度々強調されてきました。日本においても同様で、地域経済の衰退からローカルメディアをどのように保護すべきか、人口縮小社会においてローカル放送がどうあるべきかといった議論<sup>2</sup>が近年多く見られるようになってきました。このような状況下において、改めて「放送のローカリティ」という理念を問い直し、時代に即したローカル・メディアのあり方を考える上での知見を得るために研究を続けてきました。そこで本研究交流会では、2019年に早稲田大学に提出した博士申請論文<sup>3</sup>の前半部分（放送開始期から、戦中期、戦後日本の地域社会が変化する1970年代にかけて）に関して報告を行いました。

### 2. 放送のローカリティ研究

#### 1) 放送のローカリティ研究の背景

日本の放送は、戦前・戦中期、政府によって管掌<sup>4</sup>された一元的な放送によって戦争へと扇動

されたことへの反省もあって、戦後、再出発した公共放送の NHK と、戦後新たに生まれた民間放送の二元体制<sup>5</sup>で営まれてきました。特に民間放送は概ね県単位で地元資本を中心とした組織に免許が交付され、放送の多様性、多元性、地域性が確保されるように制度設計されてきました。しかし、全国ネットワークの進展と、キー局からの全国番組の増加に伴って、ローカル番組の質的量的不十分性が度々指摘されてきました。また組織のあり方に関しても、ローカル局の放送免許が一本化調整という戦前から踏襲された行政手法で与えられてきたこと、戦後の 55 年体制の中で、放送免許が利権として地方に分配されてきた側面があり、政治との関係においてその問題が現在に至るまで度々指摘されてきました。近年は、メディア産業の構造変化や地域経済の低迷による財政難で、これまでの地元資本要件や外資規制が緩和される一方で、地域での取材活動やローカル番組の維持といった観点から、放送のローカリティのあり方が度々問われてきました。

## 2) 先行研究

「放送のローカリティ」という用語は、「放送または番組の地域特性(local characteristics)」や、「番組に対する聴取者や視聴者の主観的な意識としての地域特性 (local mindedness)」を表す言葉<sup>6</sup>として、特に 1960 年代から 70 年代にかけて頻繁に使われたものですがローカル放送局やローカル番組のあり方を表す言葉として度々使用されてきました。しかし、これまでの放送研究を見ていくと、「放送のローカリティ」を表す用語は必ずしも自体は定まっておらず、時代によって変化していることがわかりました。例えば NHK の『文研月報』の目次では、1950 年代には「郷土番組」や「番組の郷土性」のように「郷土」が用いられたものが多数を占めていたましたが、1960 年代前半で、「郷土」が見られなくなり、60 年代後半からは「ローカリティ」、「ローカリズム」といった用語が見られるようになりました。さらに、1980 年代以降になると、「地域」、「地方」、「ローカル」という用語が主に使用されていました。このようなことから「放送のローカリティ」を表す用語自体が変化してきており、通時的な研究を行う際には、関連語を含めて史料を調査する必要があることがわかりました。そこで放送開始期の 1925 年より、「ローカリティ」だけでなく、「郷土」や「地方」といった用語も含めて先行研究を見ていくことにしました。研究初期のものとしては、1925 年の開局 5 ヶ月後に日本放送協会が行ったものがあります。具体的には聴取者の好みを番組に反映させるために葉書による娯楽番組の嗜好調査を実施<sup>7</sup>しています。初期の研究では、このようなニーズ調査によって、地域の嗜好の差異を明らかにし、まだ少なかった聴取者の獲得のために利用していたことがわかります。一方で、太平洋戦争後、日本国内は、戦後の復興とともに都市化や工業化が進み、放送を含む日本の電子産業は戦後復興と足並みを揃えて発展します。しかし、都市化が進むにつれて公害や過疎といった問題が噴出し、放送研究においても、ローカル放送の役割が期待されるようになりました。そのため、戦後初期の研究と 1960 年代以降の研究では、研究の方向性が変化します。戦後初期のような地方の近代化を目指した論点の研究は後退します。代表的な研究としては、1965 年から NHK 総合放送文化研究所番組研究部ローカリティ研究会(岡部慶三、青井和夫、辻村明、松原治郎、綿貫譲治)によって行われた大規模なローカリティ研究があります<sup>8</sup>。

この研究は、都市化・近代化によって希薄化した地域性を、地域住民がローカル・メディアによって発掘し維持することへの関心から調査研究がなされ、30回にわたる研究会が開かれました。実態調査においても、島根県・山梨県・愛知県の3地域を対象に、地域住民の生活と地域性との関連性社会統計資料及び個人面接調査の2側面から分析し、地域性の具体的内容及び地域性を規定する諸要因の検出が試みられました。さらに、1965年の辻村明の研究<sup>9</sup>は、放送のローカルティの理念に対して、「アメリカと日本では風土が違う」として、アメリカから導入された放送制度上の地域性を前提とする姿勢について問い直し、「近代化の度合いが進むほど、地方意識性は低くなる」という大胆な仮説を立てて検証を行なったものも存在しています。このような放送事業者を中心として行われた研究は、送り手である放送局の業務上の必要性からなされたものがほとんどでした。一方で、地域社会学や農村社会学の分野からもローカルメディアの研究がなされてきたものも存在していますが、放送開始期から通時的に放送のローカルティそのものを対象とした研究は見当たらず、また、包括的に論じた研究はありませんでした。

### 3) 研究目的と方法

そこで、日本における放送のローカルティを明らかにするため、理念と実態のギャップに着目し、制度、組織、番組内容について、歴史的研究手法によって通時的な分析を試みました。具体的には、戦前から戦後へと通底する放送に関する思想と行政機構の行動原理が、戦後導入された民主的な放送制度をどのように取り込みながら戦後の放送を形作ってきたのか、そして、その後の社会変動の中で摩擦を生じたか、どのように相互作用してきたのかを分析し、そのことによって、現在の放送のローカルティ如何様にして不十分な状態で現在に至ったのかを明らかにしていきます。研究方法は、文献や史料の調査およびインタビュー調査に基づく実証的方法で行いました。特に対象とする史料は、放送局が発行する機関誌や年誌、社史や局史が中心ですが、地域の放送局からの報告や地域番組に関するデータを中心に分析を行いました。また、可能な限り関係者等へのインタビュー調査（半構造化インタビュー）を行いました。

### 4) 時代区分

研究の対象とする期間は、戦前・戦中を4期、戦後を5期に区切って分析を行いました。具体的には、戦前・戦中期のⅠ期（1922-1928年）は、放送の胎動期で、東京、大阪、名古屋放送局が日本放送協会となり各地に地方局が開局するまで、Ⅱ期（1928-1934年）は、拠点局が開局した1928年以降、日本放送協会の機構改革によって統制が強められた1934年まで、Ⅲ期（1934-1941年）は、機構改革から太平洋戦争開戦まで、Ⅳ期（1941-1945年）は、開戦から終戦までです。戦後期のⅤ期（1945-1952年）は、終戦から講和条約によってGHQによる占領が終了するまで、Ⅵ期（1952-1960年）は、NHKと民間放送の二元体制が確立し、民間放送が各地に広がるまで、Ⅶ期（1960-1986年）は、ローカル・テレビ局の開局によって、テレビがメディアの中心となり系列化が進行した時代、Ⅷ期（1986-2000年）は、4局の民放の開局（全国4波化）が目指された時期から、民放によるBSデジタル放送が開始されるまで、Ⅸ期（2000-2011年）は、その後、地上デジタル放送の移行完了までとしました。本研究交流会で

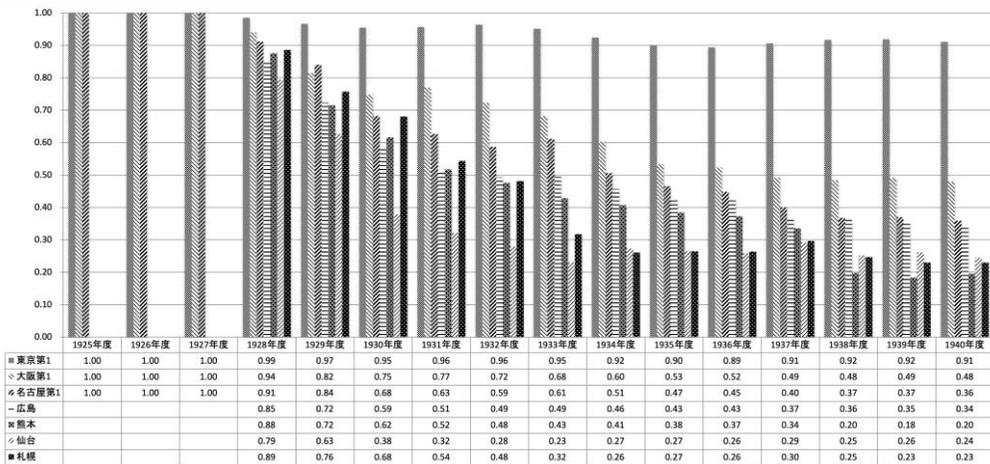
樋口喜昭

は、この中からⅠ期からⅦ期を主に取り上げて紹介しました。

### 5) 戦前・戦中期

戦前期のローカル放送は、当初、物理的な限界やネットワークの整備の未熟さから各地で他局からの中継に頼らない単独放送の比率が非常に高く、またその内容においても各局で地元のニーズに対応した番組を提供していました。具体的には表.1に示したように、全国各地の拠点局の単独放送時間の割合（自局放送時間/全放送時間）は、東京、大阪、名古屋以外の地方局の開局が始まった1928年以降、年々低下していったことを窺い知ることができます。

表.1 単独放送時間の割合（自局放送時間/全放送時間）



出典：「種目別自局編成対入中継放送回数及時間類年度比較」（『業務統計要覧』日本放送協会、1937年160-201ページ、1941年、pp.135-136）より筆者作成。

また、1934年の機構改革後には協会中央からの指導によって、郷土的な番組の制作が各局に課せられ、全国で横並びの郷土的番組が制作されるようになりました。

表.2 地方色放送番組

局名	番組の内容
静岡	実況:模範的共同作業, 炊事託児所風景, 子供隣組風景, 音楽演芸:俚謡特に労作唄の現代化, 郷土史の劇化.
浜松	実況:風揚祭, 秋葉神社防火祭, 音楽演芸:大念佛, 伝楽舞.
京都	実況:運動競技・武道, 年中行事, 神社, 寺院, 講演:大学, 専門学校, 学術研究団体, 文化団体, 美術工芸, 茶道, 華道, 短歌・俳句, 宗教団体, 産業関係, 演芸音楽:地唄(生田流), 尺八(箏古流), 謡曲, 狂言, 雅楽, 俚謡, 映画, 音楽等多数.
高知	実況:瀧河洞, 魚染瀬国有林, 室戸岬, 龍串, 桂浜, 講演講座:南学, 武市半平太, 青山文庫, 演芸音楽:よさこい節, 東天紅.
徳島	講演講座:文豪モラエスの顕彰, 八代弘賢, 阿波国文庫, 演芸音楽:阿波踊り, 藍こなし唄, お姿麦踏唄, 鐘鐺音頭たたら, 阿波音頭, 阿波浄瑠璃.

長野	風土講話、満州開拓民青少年義勇軍、高原地開発、奥信濃路の山村、演芸：木曾節、伊那節、安曇節、信濃追分、小諸馬小唄、親澤追分、柏原甚句、柏原おけさ、古間音頭、大門踊、常田獅子、高梨牛獅子。
福井	実況：藤島神社、氣比神社、御田植祭、総参祭、若狭彦神社の送水神事、永平寺、吉崎御坊の蓮如忌、越前の製紙、講演：佐久間艇長と佐久間書院、演劇：越前万歳。
富山	報道実況：蟹気楼実況、録音：稱名峽・大岩・黒部溪谷を探る、立山を探る、鱒網、講演講座：越の犬の話、鬼蓮の話、螢鳥賊の話、埋没林の話、葉草の話、立山とお花鳥、越中五カ山を探る、越中の民謡、大友の家持と越中、演芸音楽：おわら節、麦屋節。
松本	木曾節、伊那節、安曇節、農村雑記。
岡山	実況報道：農繁期の共同炊事上及託児所における婦人の勤労奉仕状況、藤田農場収穫期、香川県立榎井能事講習所の一日、備前西大大会陽裸祭、真言宗総本山善通寺の法要、金比羅の桜祭と紅葉祭、讃岐国分梵鐘、送球の実況、講演講座：大原農業研究所、岡山県知事常会向講演、青年学徒への放送、生活の科学常識、郷土の常識、われらの郷土、宗教、愛生園・光明園・大島療養所、演芸音楽：健全娯楽大会、部落常会美談佳話の演劇化、岡山新管弦社、郷土芸能、その他：郷土の偉人、史跡、国立公園瀬戸内海、かぶと蟹、山椒魚。
松江	実況報道：神社参拝神事、生産方面の資料、心身鍛練に資するもの、講演講座：郷土出身偉人の偉業紹介にて青少年の奮起を促すもの、郷土出身勤王家、産業開発振興貢献者、地方文化振興功労者（柿本人麻呂、雪舟など）、近代人（森鷗外、島村抱月）、産業関係（隠岐の牧畑、和牛、出雲紙）、学術関係（隠岐のくろきづた）、神話、演芸：健全娯楽として（大社神話、佐蛇神能、神代神楽、三隅神楽）、俚謡民謡。
鳥取	国立公園大山、大山市、追掛節、船上山、尚徳館、神緒、貝殻節、湯冠り唄、がらんき節、鳥取砂丘、二十世紀梨、因幡紙、伯州綿の栽培、松葉蟹の捕獲、海女の土用牡蠣採集、日野川上流の砂鉄精錬、亀井茲矩、稲村三伯、川合清丸。
尾道	実況報道：鯛網、備後表、吉和踊、御手火祭、講演講座：尾道国実態帳、頼山陽と尾道、頼山陽と玉蘊、紀行・文芸に現れたる尾道、因島と村上水軍、廉塾と菅茶山、拳骨和尚伝、演芸音楽：花踊、荒神神楽。
長崎	実況報道：全日本華僑総会、講演講座：長崎郷土史物語、演芸音楽：勤労者の音楽、職場演芸（三菱関係の造船所他）

出典：「地方文化振興とわが局の地方色放送資料」（日本放送協会編 1941）<sup>10</sup>より一部抜粋し筆者作成。

表.2 をみると、各局において多少差はありますが、各地で開催された軍関係の行事、寺院・神社からの神事中、工場等からの中継、祭・郷土芸能、各地の歴史に関する講演講座といったものが見られます。しかし、リストをよく見ると、文豪モラエスの顕彰（徳島）、全日本華僑総会（長崎）のように、必ずしも中央が求める方針に一致しているといえないような素材も存在していました。何れにして、このように郷土的素材が番組制作において多数求められるようになったことは、日本における地域番組の発展過程からみれば重要な契機となったと考えられます。また、地域社会の側から見れば、地方の放送局が各地の文化団体や郷土史家と関わり合いながら番組を放送した<sup>11</sup>とすれば、地方局の文化機関としての位置づけが明確化されたという点でも、その後の地域の中の放送局の在り方に影響を与えた可能性があります。

その後、戦時期になると、これまで見られたような翼賛的な郷土番組は後退し、増産や国民の戦意高揚といった問題に即した放送が地方局に求められるようになりました。戦時期のような非常時においては、中央からの一括の統制では対応が難しく現場判断が求められると同時に、

現実的で実用的な番組が求められるようになっていきました。

### 6) 戦後期

戦後になると、GHQの各部局の指導の下で、日本の民主化政策の一環として、ローカル放送番組が重視され、「ローカル・アワー」<sup>12</sup>「リージョナル・ショー」<sup>13</sup>といったローカル・ラジオ番組がNHKのローカル局で制作されるようになりました。特に、1946年4月10日の第22回総選挙に際し政見放送が初めて行われ、全国では政見放送、各ローカル放送では候補者放送が行われたため、地方放送局の存在価値が確認されるようになりました。そのような中で、戦後の新たな放送法制となる電波三法が1951年に制定され、NHKと民間放送の二元体制となるとともに、免許行政は政府から独立した電波監理委員会によって行われることになりました。しかし、この委員会はGHQによる統治が終わるとすぐに廃止され（1952年7月31日）、多くの権限は、郵政省（電波監理審議会<sup>14</sup>）に引き継がれました。電波監理委員会がわずかな期間で消え去ったことについて、その後、民放連は、「行政委員会制度が日本の風土になじまなかったという指摘があるが、もともと吉田内閣には電波監理委員会に対する強い反発と抵抗があった。（中略）（電波監理委員会設置法）制定までの期間、随所でアメリカ側の権利在民思想と日本側の権利在官思想との根深い対立があった」とその理由を述べています<sup>15</sup>。占領統治が終了すると同時に、郵政省（当時）に戻されたことによって、戦前の通信省からの流れを汲む郵政省、そしてその後の省庁再編によって総務省へと、放送行政が現在まで引き継がれてきました。さらに、放送の組織の側においても、戦時期に一県一紙統制で体力を強めていた県紙が中心となって、民放ラジオ局とテレビ局1局目の事業を展開し、その決め方においても、戦前からの行政手法である一本化調整<sup>16</sup>が継承されました。その結果、県紙を中心とした運営主体となったことで県内での独占性が高まることとなり、県域で見れば地域的な多様性が損なわれていきました。

一方、番組面では、初期においては各局が独自の工夫で郷土色のあるローカル番組を制作していました。特に、テレビ放送が始まると多くの番組は中央からの中継や映画素材に頼っていましたが、地元の食材を活かした料理番組や郷土芸能を取り上げたローカル番組も見られました。しかし、当初から中央の番組の比率が高く、放送を通して中央（都会）の文化の流入が加速していきました。そして、1960年代は、農村から都市への人口流出による過疎化が問題視されるようになったこともあって、それまでの、近代化の象徴としての放送のあり方に大きな転換をもたらし、次の辻村明の論調でも見られるように、近代化によって消え去るものを保



図.1 放送法改正の公聴会（朝日新聞 1964.5.30）

持すべきとした理念として、放送のローカルティの重要性が強調されるようになりました。

「(ローカルティは) 社会の近代化のまえには崩壊する運命にあるのだろうか、あるいはそれは保存すべく努力すべきものであるのか、またその保存は可能であるのか、といったことが日本におけるローカル性の問題には絡んでくる」<sup>17</sup>

一方で、ローカル放送側から見れば、地域密着を強調することは、本来、営利目的の放送事業が、地域社会の公共的な機関とであることを印象付けることに役に立つことを十分に理解していました。もちろん公共の資源である電波を利用し免許を受けた組織が行う公共的な事業であるという理由で、免許を受けた事業体は公共的な側面が強調されますが、その後のニューメディアの登場や現在のインターネットによるエリアを超えた情報流通によって、ローカル放送の重要性が強調される際に、放送のローカルティの理念としての公共性が、度々利用されていくことになりました。

## 7) まとめ

放送のローカルティは、戦後日本の放送制度の中で重要な理念とされましたが、戦前から通底する県を単位とした中央省庁による免許方針や、県紙を中心とした運営主体による地域権力の温存によって、「日本型の放送のローカルティ」とも呼べる実態を形成してきました。そして、戦後初期に形成されたローカルティに関する放送制度は、見直しが求められた時期もありましたが、現在に至るまで抜本的な改革はなされずに現在に至りました。また、ローカル番組の開発の経緯を見ると、各地のローカル番組は戦後初期の番組開発において整備されてきたものの、NHKにおいては中央からの方針に基づいて制作されるという形態が戦前から引き継がれてきました。一方、戦後各地に誕生した民間放送も当初は様々な試みが見られたものの中央キー局からの中継が増加し、1960年代にはローカル番組を求める声が高まりました。また組織の面を見ると、民間放送の担い手は、戦時期に新聞統制によって体力を強めていた県紙を中心とし、その後、ラジオ局に加えテレビ局を保有することで県内での存在感が高まりました。このように戦前から連なる地域権力が温存された背景には、1920年代にも行われていた一本化調整という独特の行政手法によって決定されてきたことがありました。申請者を事前調整するこのような手法の問題点は度々指摘されてきましたが、日本において利害関係を調整する手法として利用されて、放送免許においては1990年代に至るまで行われてきました。さらに、免許を付与する組織においても、総務省(旧郵政省)、その大臣に多くの権限があることが度々問題視されてきました。戦後、独立行政委員会である電波監理委員会が設置されて免許行政が行われていた時期もありましたが、その後、すぐに郵政省へと戻され、言論機関として独立性が求められる放送の免許が政府の介入を許す構造になっており、この点が、国会議員が中央との関係を利用して免許行政に関与するなど、利権の分配において利用されてきた側面もありました。

このように、戦後、民主主義の理念を体現するはずだった放送のローカルティは、その理念と実態において乖離が見られたまま現在に至っています。当初期待された民主的な免許行政やローカル番組を通して目指されていた地域密着の理念は、目標として掲げられたまま長年利用

され、現実世界の実態は戦前から通底する行政手法や組織が踏襲された二重の構造となっていると言えましょう。

### 3. 授業への反映

授業への反映に関しては、2021年度秋学期以降に開講される文学部・文化社会学部の科目として開講される「映像表現論」「映像制作」「プロデューサー実践」「ゼミナール」の中で、ローカル放送と番組に関する内容を一部扱う予定です。具体的には、ローカル番組とそれを制作するローカル局の組織運営ついて、また、比較的少人数で行われるローカル局の報道活動を学んでいきます。授業の方法としては、筆者の著書である『日本ローカル放送～その理念と現実～』（青弓社、2021年）を参考にしながら、各地の放送局を自ら取り上げて組織や番組の分析を行うこと、また、ローカル番組の素材を視聴しながら、ローカル番組の特徴を番組分析の方法論に基づいて分析を試みます。また、市民社会を支えるために必要なローカル情報とは何か、また、地域の実情に即したコンテンツとは何かといった議論を行い、学生が自ら表現し構想する力を養うことを目指していきたくと考えております。

[付記] 本稿は、文化社会学部第10回研究交流会（2021年6月23日（水）15:20-17:00 Zoomにて開催）で行った報告の記録である。

- <sup>1</sup> 放送法第2条第2号では「電波法の規定により放送する無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送」と定義されています。
- <sup>2</sup> 橋本純次「人口減少社会に調和する放送制度のあり方—民放構造規制を中心に」『情報通信学会誌』Vol. 33 No3-4、2016年、pp. 81-98。
- <sup>3</sup> 『日本における放送のローカリティ』（早稲田大学大学院政治学研究科、博士論文、2019年10月）。
- <sup>4</sup> 当時の日本の通信法制では、「無線通信及無線電話ハ政府之ヲ管掌ス」（無線電信法第一条）という、いわゆる「無線通信政府専掌の原則」がとられ、送信だけでなく、無線の受信も政府の許可なくしては行うことができませんでした。
- <sup>5</sup> 鳥居博（『商業放送の理論と実際』丸善、1953年、p. 40）によると、放送は英国式の公共企業による独占放送と、米国式の私企業による商業放送の二大形体があり、日本やオーストラリアでは公共企業体と商業放送会社とが全く別個の体系を組織していると説明しています。
- <sup>6</sup> NHK総合放送文化研究所・番組研究部「ローカリティ研究—その理論と調査-(1)・ローカリティ研究の総括と課題(2)」『文研月報1967年1月号-1968年8月』日本放送出版協会、1967-68年。
- <sup>7</sup> NHK放送文化研究所「NHKの歴史」<https://www.nhk.or.jp/bunken/about/history.html> 2021年7月24日アクセス。
- <sup>8</sup> NHK総合放送文化研究所・番組研究部「ローカリティ研究—その理論と調査-(1)・ローカリティ研究の総括と課題(2)」『文研月報1967年1月号-1968年8月』日本放送出版協会、1967-68年。
- <sup>9</sup> 辻村明「放送と地域性」『放送文化』日本放送協会、第20巻、第10号、1965年、pp. 28-32。
- <sup>10</sup> 日本放送協会編『放送』11巻8号、日本放送協会1941年、pp. 117-131。
- <sup>11</sup> 各地における地方文化運動と地方局の関わりについては、地方の翼賛文化協会の委員に地

方局の局長が名を連ねていることなどから窺い知ることができる(北河賢三「戦時下の地方文化運動-郡山翼賛文化協会を中心に-」39(3)『社会科学討究』、1994年、pp.785-814)。

<sup>12</sup> 日本放送協会編『放送五十年史』(1977年、p.280)では「ローカルショー」と表記していません。

<sup>13</sup> 1949年1月からは、週1回、「リージョナル・ショー」の時間が夜間に各中央放送局で設けられ、音楽演芸を主とする娯楽番組が放送されました。1949年4月からは、東京・大阪・名古屋局が、管内のそれぞれの「県の時間」を設け、県民に直結する話や告知事項などを放送しました。

<sup>14</sup> 社団法人日本民間放送連盟の『臨時放送関係法制調査会答申書』(社団法人民間放送連盟、1964年、pp.123-124)によれば、電波監理委員会廃止によって新たに設置された電波監理審議会は、「他の行政機構の一般の例にかんがみ、国家行政組織法第3条の委員会(いわゆる行政委員会)であることは適当ではなく、その意味で同法8条の機関として郵政省に付属するものである」として、「通例の諮問機関とは異なり、次に列挙する放送行政の基本的事項に関しては、この機関の議決に基づいてのみ郵政大臣がその権限を行使しうるところの強力なものとすべきである」と述べ、放送用周波数使用計画、放送局の免許(再免許を含む。)又は免許拒否、放送局の免許取り消し、運用停止、戒告等、放送に関する処分に係る異議申し立てに対する決定、放送局の免許基準に関する省令、放送の標準方式といった重要な免許権限を大臣に認めています。

<sup>15</sup> 社団法人日本民間放送連盟・編『民間放送三十年史』社団法人民間放送連盟、1981年、p.57。

<sup>16</sup> 1924年に藤村義朗通信相が初期のラジオ許可に際して免許申請者に対して行った「統一本化」政策と、戦後の民間放送ラジオの免許時に行った政府・電波監理委員会の一本化方針が類似している点を、仲佐秀雄「戦前の放送-わが国の放送成立事情の特徴を中心に」『講座現代ジャーナリズム III 放送』(時事通信社、pp.14-46、1973年、p.22)が指摘しています。

<sup>17</sup> 辻村明「放送と地域性」『放送文化』日本放送協会、第20巻、第10号、1965年、pp.28-32。